

十和田市 児童虐待防止マニュアル（市民版）

～まわりの気づきで子どもと家庭を笑顔に～



子どもを虐待から守るための5か条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告してください）
2. 「しつけのつもり」は言い訳（子どもの立場に立って判断しましょう）
3. ひとりで抱え込まない（あなたのできることから即実行しましょう）
4. 親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
5. 虐待はあなたの周りにも起こりうる（特別なことではありません）

十和田市こども家庭センター

児童虐待とは

18歳未満の子どもに対し、以下の行為をすること。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩くなどの暴力
やけどを負わせる、溺れさせる など

ネグレクト

食事を与えない、自動車に放置する
病気になっても病院に連れて行かない など



性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる
児童ポルノの被写体にする など

心理的虐待

きょうだい間の差別、無視
言葉による脅し、こどもの前で家族への暴力 など



児童虐待が子供に与える影響

子どもの心と体には、計り知れない深い傷が残ります。

身体的影響	けが、やけど、栄養失調、後遺障害、死亡など
知的・認知的発達への影響	身体的虐待の後遺症による知的障害、落ち着いて学習できないなど
人格形成への影響	強いおびえ、うつ状態、無感動、無反応、強い攻撃性、集中力のなさなど

児童虐待を受けて育つと、自分の子どもに対して児童虐待をするなど、次の世代に引き継がれていくこともあります。

児童虐待はなぜ起こる？

児童虐待をする保護者たちは、子育ての悩みを抱え、地域から孤立、夫婦関係が不安定、子どもの特徴、家庭不和などの様々なストレスがあり、助けを求められずにいます。ストレスの要因が絡み合うと、児童虐待に発展しやすくなります。

児童虐待の発生を予防するためにできることは？

保護者が息抜きの時間を持つ。深呼吸して気持ちを落ち着かせる。他にも、一人で悩まず、信頼できる人や相談機関へ相談することで、児童虐待の発生を予防できます。

ヤングケアラーについて

本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子ども・若者のことです。ネグレクトや心理的虐待を受けている場合があります。本人の意思を尊重すること、本人や家族の想いを第一に考えることが重要です。ヤングケアラーを把握し、必要な支援を行うためには、皆さまの“気づき“が大切です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

家庭・地域での児童虐待に気づくためのポイント

程度や頻度にもよりますが、周りで、次のようなポイントに気づいた場合は、児童虐待の可能性あります。迷わず相談・通告先へご連絡ください。

児童虐待（疑い）を発見したかたは

通告義務があります！

親の様子

- ☐ 親族と疎遠で地域で孤立、支援に拒否的
- ☐ 子どもの養育に拒否的、無関心
- ☐ 子どもの年齢に合わない厳しいしつけや行動制限
- ☐ 子どもをおどす、辱める、無視や拒否的態度をする
- ☐ 子どもに八つ当たりをする
- ☐ 子どもの夜間徘徊などについて、見て見ぬふりをする
- ☐ 子どもの健康状態に関心が低く、受診させたがらない
- ☐ 家族から暴力を受けている

子どもの様子

- ☐ いつも泣き叫ぶ声や叩かれる音が聞こえる
- ☐ 極端な栄養障害や発達の遅れ
（低身長、低体重、急な体重減少等）
- ☐ 衣服や体が非常に不潔、季節に合わない服装
- ☐ いつも空腹で、異常な食欲がある
- ☐ ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定
- ☐ 気力がない、表情がすくなく活気がない
- ☐ 保護者や大人の顔色をうかがう、おびえる
- ☐ 家に帰りたがらない

※上のポイントは、当てはまる項目の多少によって児童虐待かどうかを判定するものではありません。

児童虐待かな？と思ったら

通告者
については
秘密厳守

すぐに下記の相談・通告先に連絡しましょう！

あなたの**1本の電話**で救われる**子ども**がいます

相談場所	電話番号	受付時間
十和田市こども家庭センター	0 1 7 6 － 5 1 － 6 7 3 4	平日 8：30～17：15
七戸児童相談所	0 1 7 6 － 6 0 － 8 0 8 6	平日 8：30～17：15
子ども虐待ホットライン	0 1 2 0 － 7 8 － 6 5 5 2	24時間
十和田警察署	0 1 7 6 － 2 3 － 3 1 9 5	24時間

迷わず
すぐ電話を
児童相談所
虐待対応ダイヤル

匿名可能

通話無料

秘密厳守

いち はやく

1 8 9

24時間受付



親子のための
相談LINE

平日 8：30～17：00
(相談メッセージは
24時間受付)



※生命への危険がある場合は、警察（110番）や救急車（119番）へ連絡してください。

※調査の結果、児童虐待が無かったとしても責任を問われることはありません。

相談・通告の時には何を伝えたらいいの？

以下のような情報が重要です。不明な点があっても構いませんが、わかる範囲でお伝えください。

- ・児童虐待を受けている（受けていると思われる）子どもについて
名前、年齢、性別、住所、保護者や家族の状況
- ・児童虐待の内容
誰から、いつ、頻度

十和田市こども家庭センター

保健センター 1 階

住所：十和田市西十三番町4-37

5 1 － 6 7 3 4

時間：午前8時30分～午後5時15分
(12月29日～1月3日及び土日・祝日を除く)

